別紙一4 監視計画

(1) 監視の項目

監視の項目は以下に掲げる項目とする。

- 1)海洋投入処分の実績に関する事項について
 - ①海洋投入処分をした廃棄物の数量について
 - ②水底土砂に係る判定基準への適合状況について
 - ③浚渫土砂が許可された浚渫範囲外から浚渫されていないことを確認する。
 - ④当該年次における試料が当該年次に浚渫を行った浚渫区域から採取されていることを図示する。
- 2) 海域の状況について

(2) 監視の方法

- 1) 海洋投入処分の実績に関する事項
- ①海洋投入処分をした廃棄物の数量

排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき、海洋投入処分をした廃棄物の数量を確認する(表-4.1 参照)。また、廃棄物処理記録簿に記載された、GPS による排出開始時及び排出終了時の排出位置を確認する。なお、監視報告において、海洋投入処分量は月別の集計結果を示す。

②水底土砂に係る判定基準への適合状況

単位期間毎に、初めて海洋投入処分しようとする土砂について、判定基準への適合 状況を確認することとする(監視報告には、申請時の内容に従って浚渫等を実施した ことを示すため、判定基準への適合状況の確認を行った点及びその単位期間の浚渫範 囲を図示する)。

なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該一般水底土砂の海洋投入 処分を実施する(表-4.1 参照)。

2) 海域の状況

海域の状況については、事前評価において現況の把握を行った調査項目に関し、把握した現況からの変化が生じているか否かについて、調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集により把握する。なお、資料の継続的な収集が難しい場合は、専門家やその他の知見を有する者からの聴取等も行う。

ただし、現況を把握する際に用いた資料については、監視調査の実施時期における 更新情報の確認が難しい場合は、直接的な環境変化が想定される水環境、海底環境に ついては現地調査により試料を採取・分析して状況の把握を行う(表-4.2 参照)。

(3) 監視の頻度

- 1) 海洋投入処分の実績に関する事項
- ①海洋投入処分をした廃棄物の数量

単位期間に1回の頻度で、単位期間終了時までに海洋投入処分した廃棄物の数量を(2)1)①に定めるところにより、排出船に常備されている廃棄物処理記録簿に基づき確認する。

②水底土砂に係る判定基準への適合状況

海洋投入処分実施前に、(2)1)②に定めるところにより単位期間毎に初めて海洋投入 処分しようとする土砂について、判定基準への適合状況を確認する。

また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故(油等流 出事故)、近隣地域における工場等の立地等、浚渫範囲への新たな汚染が確認された場 合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

監視の方法と監視の頻度を表-4.1に示す。

表-4.1 監視の方法と頻度(海洋投入処分の実績に関する事項について)

監視項目	監視の方法	監視の頻度
①海洋投入処分	排出船に常備されている廃棄	単位期間に 1 回の頻度で、当該単
をした廃棄物の	物処理記録簿に基づき、海洋投	位期間に海洋投入した廃棄物の数
数量について	入処分をした廃棄物の数量を	量を(2)1)①に定めるところにより
	確認する。	確認する。
②水底土砂に係	単位期間毎に、初めて海洋投入	海洋投入処分前に、判定基準への適
る判定基準への	処分しようとする水底土砂につ	合状況を(2)1)②に定めるところに
適合状況につい	いて、判定基準への適合状況を	より確認する。
て	確認することとする。なお、判	また、判定基準への適合状況を確認
	定基準へ適合していることを確	した範囲であっても、船舶による事
	認した上で、当該一般水底土砂	故(油等流出事故)、近隣地域にお
	の海洋投入処分を実施する。	ける工場等の立地等、浚渫範囲への
		新たな汚染が確認された場合は、そ
		の都度、判定基準への適合状況を
		確認する。

2) 海域の状況

当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適切な時期である海洋投入処分終了後に1回実施する。

監視の方法と頻度を表-4.2に示す。

表-4.2 監視の方法と頻度(海域の状況について)

監視項目		監視の方法	監視の頻度
水 環 境	海水の濁り 有害物質等による海水の 汚れ	調査項目の現況を把握する際に用いた資料の継続的な収集又は整理により現況か らの変化が生じているか否かについて把	
海底環境	底質の有機物質の量 有害物質等による底質の 汚れ	握する。 資料の継続的な収集によって、海洋投入 処分後の現況把握がむずかしい場合は、 現地調査を行って把握する。	
生態系	干潟、藻場、サンゴ群系の 状態 車要な生物種の産卵場半生物の生育以は生育場をの他の海洋と な生育場での地の海にといる。 で重要な海域の状態 熱水生態系の状態	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	当該許可に 基づ処分 の1回実
人と海洋との関わり	海水浴場をの他の場としての場としてのりまた。 一次の一次の他のの場とのの場合をは、 一次ののでは、 一次ののでは、 一次のでは、 一次のでは、 一次のでは、 一次のでは、 一次のでは、 一次のでは、 一次のでは、 でのでのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでは、 でのでのでは、 でのでのでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでいるでは、 でのでのでのでは、 でのでのでのでのでは、 でのでのでのでのでのでのでのでででいるでででいるででででででいるでででででででいるでででででででで	既存資料の継続的な収集・整理及び、必要に応じて、専門家やその他、知見を有する者からの聴取により把握する。	施する。

また、影響想定海域において新規に海底ケーブルの敷設があった等、海域の状況に変化があった場合には、本申請における計画の変更申請を行うなど適宜対処する。

なお、監視を実施した後、その結果を遅滞なく環境大臣へ報告する。

特に、判定基準の適合状況の監視結果については、監視を実施した時は、その都度、速やかに報告する。